

# 教育委員会定例会事項書

令和6年11月12日(火)  
9:30～ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者 富 樫 委 員

## 2 前回定例会審議結果の確認（別紙参照）

## 3 議 題

議案第 40 号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について

議案第 41 号 令和6年度三重県一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係）について

議案第 42 号 損害賠償の額の決定及び和解について

議案第 43 号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 44 号 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

## 4 報 告 題

報告 1 令和5年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

## 5 閉会宣言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日時

令和6年10月22日(火)

開会 9時30分

閉会 10時14分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、栗須委員、富樫委員、安田委員

議事録署名者 栗須委員

### 4 採択議案の件名

議案第35号 公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について

議案第36号 損害賠償の額の決定及び和解について

議案第37号 訴訟事件の処理について

議案第38号 職員の人事異動(県立学校)について

議案第39号 職員の人事異動(市町立小中学校)について

### 5 請願陳情の付議の結果

該当なし

### 6 諸般の報告

報告1 令和10年度全国高等学校総合体育大会の開催について

報告2 令和6年度三重県学校保健功労者表彰について

報告3 令和7年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について

報告4 令和7年度三重県立学校看護科教員採用選考試験の実施について

報告5 令和7年度三重県職員(航海士)採用選考試験の実施について

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



報告 1

令和5年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

令和5年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について、別紙のとおり報告する。

令和6年11月12日提出

三重県教育委員会事務局  
生徒指導課長



# 令和5年度 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果 について【概要】

三重県教育委員会事務局  
生徒指導課

## 1 調査の趣旨

本調査は、文部科学省の調査に合わせて、児童生徒の問題行動等について、県内の公立学校の状況を調査・分析することにより、その実態を把握し、教育現場における生徒指導等の一層の充実を図るために実施しているものです。

## 2 調査について（文部科学省が示している基準等）

### （1）暴力行為

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分けています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

### （2）いじめ

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

### （3）長期欠席

「長期欠席」とは、同一年度における「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、30日以上欠席した（連続したものであるか否かは問わない。）ことをいいます。なお、本調査においては、学校外の教育支援センター等に通り、校長が出席扱いとした場合も欠席日数として含めています。

欠席理由は次によることとします。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選んでいます。

- 「病気」とは、本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。
- 「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
- 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）の数。
- 「その他」とは、「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

\* 「その他」の具体例

- ・ 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、

家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。

- ・ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者。
- ・ 連絡先が不明なまま長期欠席している者。
- ・ 感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）

#### (4) 高等学校における中途退学

「中途退学者」とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含みません。

### 3 調査結果の概要

県内の国立・公立（区市町等立）・私立学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況等については以下のとおりです。

※義務教育学校前期課程は小学校に、義務教育学校後期課程は中学校に含めています。

#### (1) 暴力行為

【暴力行為の発生件数（校種別）】

（単位：件）

	小学校	中学校	高等学校	合計	1,000人あたりの発生件数
全国	70,009	33,617	5,361	108,987	8.7
三重県 (国公私立)	1,050	544	88	1,682	9.3
(うち公立)	1,034	528	60	1,622	9.9

- ・ 令和5年度三重県（公立学校）の暴力行為の発生件数は1,622件で、令和4年度と比較すると354件増加（前年度比27.9%増）し、令和3年度から3年連続で増加しています。校種別では、小学校319件増加（同44.6%増）、中学校47件増加（同9.8%増）、高等学校12件減少（同16.7%減）となっています。
- ・ 過去5年間では、小学校と中学校は令和5年度が最多、高等学校は令和元年度が最多で、それ以降は増減を繰り返しています。
- ・ 形態別の発生件数は、対教師暴力181件（構成比11.2%）、生徒間暴力1,297件（同80.0%）対人暴力7件（同0.4%）、器物損壊137件（同8.4%）です。過去5年間、生徒間暴力が最多となっています。また、令和5年度は、生徒間暴力の構成比が過去5年間で最も高くなっており、対教師暴力、器物損壊の構成比は過去5年間で最も低くなっています。

## (2) いじめ

### 【いじめの認知件数（校種別）】

(単位：件)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	1,000人あたりの認知件数
全国	588,930	122,703	17,611	3,324	732,568	57.9
三重県 (国公立)	4,862	1,622	436	51	6,971	38.0
(うち公立)	4,809	1,574	397	51	6,831	41.1

- 令和5年度三重県（公立学校）のいじめの認知件数は6,831件で、令和4年度と比較すると全体で1,451件増加（前年度比27.0%増）し、現在のいじめの定義になった平成25年度以降、最多となっています。校種別では、小学校は902件増加（同23.1%増）、中学校は523件増加（同49.8%増）、高等学校は14件増加（同3.7%増）、特別支援学校は12件増加（同30.8%増）となっています。また、公立学校における令和5年度のいじめの重大事態の発生件数は15件（小学校6件、中学校3件、高等学校6件、特別支援学校0件）です。
- 過去5年間の認知件数は年々増加しており、1,000人あたりの認知件数を令和元年度と比較すると、小学校は約2.2倍、中学校は約1.9倍、高等学校は約1.9倍、特別支援学校は2.8倍と、全ての校種で増加しています。
- いじめ発見のきっかけは、小中学校で「アンケート調査など学校の取組により発見した」が最も多く（構成比小学校61.9%、中学校33.5%）、過去5年間をみても最も高い状態が続いています。県立高等学校では、「本人からの訴え」が最も多く（同50.1%）、令和2年度から4年度まで最も多かった「アンケート調査など学校の取組により発見した」を上回りました。特別支援学校では「本人からの訴え」が最も多く（同47.1%）、過去5年間をみても最も高い状態が続いています。

## (3) 不登校

### 【不登校児童生徒数（小中学校）】

(単位：人)

	小学校		中学校		合計	1,000人あたりの不登校児童生徒数
	不登校児童数	1,000人あたりの不登校児童数	不登校生徒数	1,000人あたりの不登校生徒数		
全国	130,370	21.4	216,112	67.1	346,482	37.2
三重県 (国公立)	1,787	20.6	2,909	61.9	4,696	35.1
(うち公立)	1,769	20.7	2,799	63.5	4,568	35.3

- 令和5年度三重県の公立小中学校の不登校児童生徒数は4,568人で、令和4年度と比較すると723人増加（前年度比18.8%増）し、現在の不登校の定義になった平成10年度以降、最多となっています。
- 公立小中学校1,000人あたりの不登校児童生徒数は35.3人で、過去5年間で見ると年々増加しています。

【不登校生徒数（高等学校）】

（単位：人）

	全日制		定時制		合計	1,000人あたりの不登校生徒数
	不登校生徒数	1,000人あたりの不登校生徒数	不登校生徒数	1,000人あたりの不登校生徒数		
全国	文部科学省の調査では公表されていません。				68,770	23.5
三重県 (国公立)	文部科学省の調査では公表されていません。				1,242	29.0
(うち公立)	672	21.9	351	226.7	1,023	31.7

- ・令和5年度県立高等学校の不登校生徒数は1,023人で、令和4年度と比較すると37人増加（前年度比3.8%増）し、調査が開始された平成16年度以降、最多となっています。課程別では、全日制は79人増加（同13.3%増）、定時制は42人減少（同10.7%減）しています。
- ・1,000人あたりの不登校生徒数は、全日制で21.9人（前年度比3.1人増）、定時制で226.7人（同18.6人減）となっています。全日制と定時制を合わせた人数を過去5年間でみると、令和3年度にかけてわずかに増加していますが、令和4年度は大幅に増加し、令和5年度はわずかに増加しています。

（4）高等学校における中途退学

【中途退学者数】

（単位：人）

	全日制		定時制		通信制		合計	中途退学率
	中途退学者数	中途退学率	中途退学者数	中途退学率	中途退学者数	中途退学率		
全国	文部科学省の調査では公表されていません。						46,238	1.5
三重県 (国公立)	文部科学省の調査では公表されていません。						563	1.2
(うち公立)	202	0.66	111	7.16	13	0.54	326	0.94

- ・令和5年度県立高等学校の中途退学者数は326人で、令和4年度と比較すると、10人増加（前年度比3.2%増）し、調査が開始された平成4年度以降、令和3年度まで減少傾向であったが、令和4年度から増加に転じています。課程別では全日制26人増加（同14.8%増）、定時制12人減少（同9.8%減）、通信制4人減少（同23.5%減）しています。
- ・中途退学の事由は、全日制で「学校生活・学業不適応」（構成比50.5%）、定時制で「学校生活・学業不適応」（同36.9%）と「進路変更」（同36.9%）、通信制で「学業不振」（同46.2%）と「進路変更」（同46.2%）最多となっています。

4 今後の対応方針

（1）暴力行為

- ・県立学校の生徒指導担当教員等を対象として、児童生徒が怒りをコントロールして暴力行為に及ぶことがないように、アンガーマネジメントに係る研修を行い、各校での取組につなげます。また、取組事例を市町等教育委員会にも共有します。
- ・心理的な側面での支援が必要な場合にはスクールカウンセラーを、暴力行

為の背景に、家庭など児童生徒を取り巻く環境が影響している場合にはスクールソーシャルワーカーを派遣します。状況によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、生徒指導特別指導員をチームとして派遣し、学校や児童生徒を支援します。

- ・暴力行為の内容に応じて、学校警察連絡制度を活用して、警察との情報共有や連携強化に取り組むとともに、児童相談所との連携を密にし、暴力行為の背景にある環境の課題に寄り添った対応を進めます。
- ・学校生活や友人関係などのつまずきや失敗、思うようにならない状況をしなやかに受け止め適応し、立ち直り、回復する力を養う「レジリエンス教育」を推進し、複数年で利用できるように追加のプログラムの作成・普及に取り組みます。
- ・児童が、自らの存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で安心した学校生活を送るため、小学校第3学年または第4学年を対象としたいじめ予防プログラムを実証研究し、その効果的な指導方法や効果等を県内に普及します。
- ・児童が、法律の意味や役割について学ぶ機会を持ち、社会規範の面からいじめがいけないことに気付くとともに、市民社会のルールを守る姿勢や、いじめに向かわない態度・能力を身に付けることを目的に、小学校第5学年または第6学年を対象とした弁護士による「いじめ予防授業」の教材を作成し、県内に普及します。

## (2) いじめ

- ・教職員が児童生徒の些細な変化を見逃すことなく適切に受け止め、児童生徒一人ひとりの状況に応じた対応や支援ができるよう、実践的な研修を行います。
- ・学校、市町等教育委員会、県教育委員会がいじめの情報を共有し、迅速・確実な対応を行うことができるようにするいじめ対応状況管理システムの活用を継続します。
- ・学期に1回以上のいじめアンケートを継続するとともに、学習端末等を活用して、自らがいじめを受けていることや周囲でいじめがあることを学校に報告できるようにするなど、学校に相談しやすい環境づくりを進めます。
- ・保護者向けの「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用し、家庭と協力して子どもの変化や兆候を把握したり、いじめ電話相談やSNSによる相談を継続して実施したりすることで、いじめの早期発見・早期対応を進めます。
- ・学校がいじめを発見または情報を得たときには、組織で解消に向けて直ちに取り組むとともに、いじめの重大事態については、いじめ防止対策推進法や国のガイドラインに即して対応します。
- ・児童生徒がいじめはいけないと理解するだけでなく、いじめをなくすためにできることを考え、行動につなげられるよう、道徳教育を充実するとともに、いじめ防止強化月間において、児童生徒が主体となるいじめ防止の取組を行います。
- ・児童生徒がインターネット上におけるいじめなどの被害者や加害者とならないよう、情報モラル教育を進めます。
- ・児童が、自らの存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で安心した学校生活を送るため、小学校第3学年または第4学年を対象

としたいじめ予防プログラムを実証研究し、その効果的な指導方法や効果等を県内に普及します。(再掲)

- ・児童が、法律の意味や役割について学ぶ機会を持ち、社会規範の面からいじめがいけないことに気付くとともに、市民社会のルールを守る姿勢や、いじめに向かわない態度・能力を身に付けることを目的に、小学校第5学年または第6学年を対象とした弁護士による「いじめ予防授業」の教材を作成し、県内に普及します。(再掲)

### (3) 不登校

- ・児童生徒が互いの個性を尊重し合える関係を築き、日常の学習活動や学校行事で学び合ったり協力したりできる「魅力ある学校づくり」を進めます。
- ・校内教育センターの設置を促進し、自分の教室に入りづらい児童生徒が安心して学校で過ごすことのできる環境づくりを行います。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる面談や訪問型支援等を実施し、専門家を含めたチーム学校としての相談体制の充実に努めます。
- ・学びの多様化学校の設置に係わる申請を行い、夜間中学と併設型の県立みえ四葉ヶ咲中学校を設置し、新たな不登校生徒の学び場を作ります。
- ・不登校児童生徒が、社会的自立に向かうことができるようフリースクール等民間施設が実施する体験活動への支援を行います。また、経済的な事情を抱える児童生徒が、フリースクール等でも学びを継続できるよう利用料の一部を補助します。
- ・保護者相談会を実施し、不登校の子どもと保護者同士が不安や悩みを話して交流したり、専門家に相談したりする場を提供します。
- ・学校生活や友人関係などのつまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止め適応し、立ち直り、回復する力を養う「レジリエンス教育」を推進し、複数年で利用できるように追加のプログラムの作成・普及に取り組みます。(再掲)

### (4) 中途退学

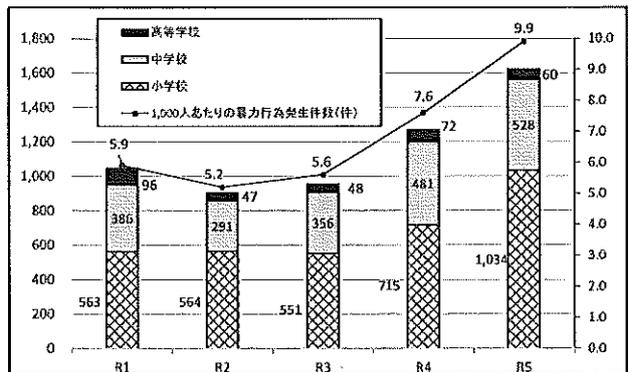
- ・進学希望の中学生が高等学校の教育内容や特色を理解し、目的意識を持って進学できるよう、高校生活入門講座やホームページによる学校紹介、日本語指導が必要な生徒に対する進学説明会等の取組を進めます。
- ・高等学校入学後、学校生活に早期に適応できるよう、教職員によるオリエンテーション、個人面談、ガイダンス等やスクールカウンセラーによる教育相談等により、生徒の抱える悩みや不安に寄り添い、きめ細かく対応できるよう努めます。
- ・県立教育支援センターにおいて、中途退学した生徒を対象に就学、就職等個々のニーズに応じた支援に取り組むとともに、県立学校を通して、進路未決定のまま中途退学した生徒に必要な支援情報が届くよう取り組みます。
- ・教育費の負担軽減を図るため、高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費について、高校生等奨学給付金を支給するなど、学習意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な生徒の支援を行います。

令和5年度 公立小中学校及び県立高等学校における暴力行為の状況

1 概要 (図1参照)

- 令和5年度の公立小中学校及び県立高等学校における暴力行為発生件数は1,622件で、令和4年度(1,268件)と比較して354件増加(前年度比27.9%増)し、令和3年度から3年連続で増加している。
- 公立小中学校及び県立高等学校における1,000人あたりの暴力行為発生件数は9.9件で、令和4年度(7.6件)より2.3件増加し、過去5年間で見ると、最多となっている。
- 小中学校における暴力行為発生件数が増加している要因としては、学校が児童生徒を丁寧に見守り、些細な行為も積極的に暴力行為として把握していることが考えられる。

(図1) 暴力行為発生件数の推移 (単位: 件)



2 校種別状況 (表1参照)

- 令和4年度と比較すると、小学校で319件の増加(44.6%増)、中学校で47件の増加(9.8%増)、高等学校で12件の減少(16.7%減)。過去5年間をみると、小学校と中学校は令和5年度が最多、高等学校は令和元年度が最多で、それ以降は増減を繰り返している。

(表1) 暴力行為発生件数の推移(校種別)(単位: 件)

	R1	R2	R3	R4	R5	増減人数(人)	前年度比(%)
小学校	563	564	551	715	1,034	319	44.6%
中学校	386	291	356	481	528	47	9.8%
高等学校	96	47	48	72	60	▲12	▲16.7%
計	1,045	902	955	1,268	1,622	354	27.9%

3 形態別状況 (表2参照)

- すべての校種の合計では、対教師暴力が46件の減少(20.3%減)、生徒間暴力が406件の増加(45.6%増)、対人暴力が5件の減少(41.7%減)、器物損壊が1件の減少(0.7%減)となっている。
- 校種別で見ると、全ての校種で生徒間暴力が最多となっており、小学校では826件(構成比79.9%)、中学校では430件(同81.4%)、高等学校では41件(同68.3%)となっている。また、全ての校種の合計では、生徒間暴力1,297件(構成比80.0%)、対教師暴力181件(同11.2%)、器物損壊137件(同8.4%)、対人暴力7件(同0.4%)の順となっており、過去5年間、同様の順となっている。
- 令和4年度から減少となったのは、小学校における対教師暴力(28.8%減)、中学校における対人暴力(70.0%減)および器物損壊(21.6%減)、高等学校における生徒間暴力(31.7%減)となっている。

(表2) 暴力行為発生件数の推移(校種別・形態別)

形態	小学校					中学校					高等学校					合計					
	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	
対教師暴力	発生件数(件)	180	134	86	170	121	54	26	37	55	55	5	6	4	2	5	239	166	127	227	181
	構成比(%)	32.0	23.8	15.6	23.8	11.7	14.0	8.9	10.4	11.4	10.4	5.2	12.8	8.3	2.8	8.3	22.9	18.4	13.3	17.9	11.2
生徒間暴力	発生件数(件)	326	355	399	466	826	270	222	266	365	430	78	31	32	60	41	674	608	697	891	1,297
	構成比(%)	57.9	62.9	72.4	65.2	79.9	69.9	76.3	74.7	75.9	81.4	81.3	66.0	66.7	83.3	68.3	64.5	67.4	73.0	70.3	80.0
対人暴力	発生件数(件)	0	2	4	0	1	4	3	2	10	3	0	2	5	2	3	4	7	11	12	7
	構成比(%)	0.0	0.4	0.7	0.0	0.1	1.0	1.0	0.6	2.1	0.6	0.0	4.3	10.4	2.8	5.0	0.4	0.8	1.2	0.9	0.4
器物損壊	発生件数(件)	57	73	62	79	86	58	40	51	51	40	13	8	7	8	11	128	121	120	138	137
	構成比(%)	10.1	12.9	11.3	11.0	8.3	15.0	13.7	14.3	10.6	7.6	13.5	17.0	14.6	11.1	18.3	12.2	13.4	12.6	10.9	8.4
合計	発生件数(件)	563	564	551	715	1,034	386	291	356	481	528	96	47	48	72	60	1,045	902	955	1,268	1,622

#### 4 加害児童生徒実人数

(表3・表4参照)

(表3) 加害児童生徒実人数推移(校種別)(単位:人)

- 令和4年度と比較すると、小学校で300人の増加(前年度比52.4%増)、中学校で96人の増加(同22.9%増)、高等学校で5人の減少(同7.1%減)。全体としては、391人の増加(同36.9%増)。過去5年間をみると、小・中学校で令和5年度が最多、高等学校は令和元年度が最多で、それ以降は増減を繰り返している。

	R1	R2	R3	R4	R5	増減人数(人)	前年度比(%)
小学校	364	413	444	572	872	300	52.4%
中学校	379	261	333	419	515	96	22.9%
高等学校	103	48	54	70	65	▲5	▲7.1%
計	846	722	831	1,061	1,452	391	36.9%

- 1,000人あたりの学年別加害児童生徒実人数は、中学1年生(16.7人)が最多。次いで、小学5年生(12.2人)と中学2年生(12.2人)、小学2年生(11.1人)の順となっている。

(表4) 学年別加害児童生徒実人数と構成比

R5	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4	計
実人数(人)	114	155	122	145	178	158	242	179	94	22	28	15	0	1,452
構成比(%)	7.9	10.7	8.4	10.0	12.3	10.9	16.7	12.3	6.5	1.5	1.9	1.0	0.0	100.0
1,000人あたり的人数(人)	8.5	11.1	8.7	10.1	12.2	10.4	16.7	12.2	6.3	2.0	2.6	1.4	0.0	8.8

注 四捨五入のため、構成比の合計が100%となっていない

#### 5 暴力行為の回数別内訳(表5参照)

(表5) 暴力行為の回数別人数(校種別)(単位:人)

- 2回以上暴力行為を行った児童生徒は、小学校で163人(構成比18.7%)、中学校で85人(同16.5%)、高等学校で4人(同6.2%)、全校種では、252人(同17.4%)となっている。
- 令和4年度と比較すると、2回以上暴力行為を行った児童生徒は、小学校で51人の増加(45.5%増)、中学校で13人の減少(13.3%減)、高等学校で増減なしとなっている。

	回数	R1(人)	R2(人)	R3(人)	R4(人)	R5(人)	構成比(%)	増減人数(人)	前年度比(%)
小学校	1回のみ	280	321	351	460	709	81.3%	249	54.1%
	2回以上	84	92	93	112	163	18.7%	51	45.5%
	小計	364	413	444	572	872	100.0%	300	52.4%
中学校	1回のみ	314	220	259	321	430	83.5%	109	34.0%
	2回以上	65	41	74	98	85	16.5%	▲13	▲13.3%
	小計	379	261	333	419	515	100.0%	96	22.9%
高等学校	1回のみ	91	46	52	66	61	93.8%	▲5	▲7.6%
	2回以上	12	2	2	4	4	6.2%	0	0.0%
	小計	103	48	54	70	65	100.0%	▲5	▲7.1%
計	1回のみ	685	587	662	847	1,200	82.6%	353	41.7%
	2回以上	161	135	169	214	252	17.4%	38	17.8%
	全校種計	846	722	831	1,061	1,452	100.0%	391	36.9%

- 全校種において2回以上暴力行為を行った児童生徒の構成比は17.4%で、令和4年度からは2.8ポイント減っており、過去5年間で最も低くなっている。些細な行為も暴力行為として把握し、丁寧な指導をしていることに一定の効果があつたと考えられる。

参考: 2回以上暴力行為を行った児童生徒の構成比

R1: 19.0% R2: 18.7% R3: 20.3% R4: 20.2%

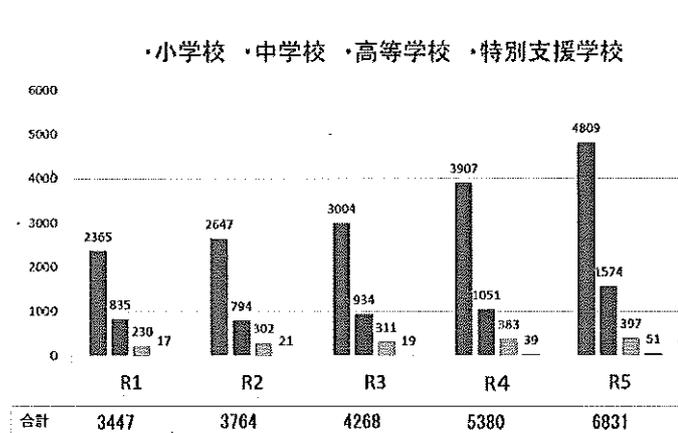
## 令和5年度 公立小中学校及び県立高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況等

## 1 概要 (図1・表1参照)

- 令和5年度の公立小中学校及び県立高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は全体で6,831件と、令和4年度より1,451件(27.0%)増加し、現在のいじめの定義になった平成25年度以降、最多となっている。また、過去5年間をみても、年々増加している。
- 1,000人あたりのいじめ認知件数は41.1件で、令和4年度より9.3件増加している。
- 校種別の認知件数は、令和4年度と比較すると、すべての校種で増加している。
- 令和4年度と比較すると、1,000人あたりの認知件数は、小学校は約1.3倍、中学校は約1.5倍、高等学校は約1.1倍、特別支援学校は約1.3倍になっており、全ての校種で増加傾向にある。

(図1) いじめの認知件数の推移

(単位: 件)



(表1) いじめの1,000人あたりの認知件数

区 分		※学校総数: A(校) [学校基本調査の校数]	認知学校 数:B(校)	認知率: B/A×100 (%)	認知件数:C (件)	認知件数の 増減(件)	1,000人あたりの 認知件数
小学校	R 1	371	320	86.3	2,365	83	25.6
	R 2	370	307	83.0	2,647	282	29.1
	R 3	364	310	85.2	3,004	357	33.8
	R 4	363	308	84.8	3,907	903	44.7
	R 5	360	302	83.9	4,809	902	56.3
中学校	R 1	159	137	86.2	835	212	18.4
	R 2	159	130	81.8	794	▲41	17.6
	R 3	159	133	83.6	934	140	20.7
	R 4	158	133	84.2	1,051	117	23.5
	R 5	157	134	85.4	1,574	523	35.7
高等学校	R 1	67	61	91.0	230	43	5.9
	R 2	67	59	88.1	302	72	8.0
	R 3	67	54	80.6	311	9	8.6
	R 4	67	55	82.1	383	72	10.8
	R 5	67	58	86.6	397	14	11.5
特別支援学校	R 1	18	11	61.1	17	4	10.1
	R 2	18	8	44.4	21	4	12.0
	R 3	18	8	44.4	19	▲2	10.7
	R 4	18	8	44.4	39	20	22.1
	R 5	18	10	55.6	51	12	28.3
合計	R 1	615	529	86.0	3,447	342	19.3
	R 2	614	504	82.1	3,764	317	21.5
	R 3	608	505	83.1	4,268	504	24.8
	R 4	606	504	83.2	5,380	1,112	31.8
	R 5	604	504	83.4	6,831	1,451	41.1

※高等学校の学校総数は全日制、定時制、通信制を併設している学校はそれぞれの課程につき1校として計上。

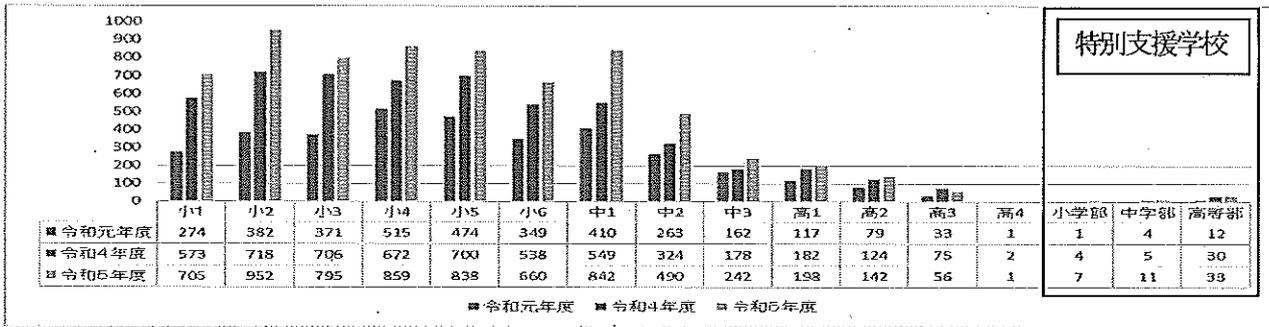
※学校総数は、休校(小学校:19校、中学校:8校)の学校も含む。

※分校は1校として計上。

2 学年別認知件数 (図2参照)

- ・令和4年度と比較すると、各校種で最も増加している学年は、小学校は2年生で234件(約1.3倍)、中学校は1年生で293件(約1.5倍)、高等学校は2年生で18件(約1.1倍)、特別支援学校は中学部で6件(2.2倍)である。
- ・令和元年度と比較すると、各校種で最も増加している学年は、小学校2年生で570件(約2.5倍)、中学校1年生で432件(約2.1倍)、高等学校1年生で81件(約1.7倍)、特別支援学校小学部で6件(7.0倍)である。

(図2) 令和元年度、令和4年度及び令和5年度 学年別認知件数



特別支援学校		
学部	件数	割合
小学部	1	1.9%
中学部	4	7.1%
高等部	12	21.1%
計	17	30.1%

3 いじめの発見のきっかけ (表2参照)

- ・公立小中学校では、「アンケート調査など学校の取り組みにより発見」が最も多く(小学校61.9%、中学校33.5%)、過去5年間をみても最も高い状態が続いている。高等学校では、「本人からの訴え」が最も多く(高等学校50.1%)、令和2年度から4年度まで最も多かった「アンケート調査など学校の取り組みにより発見」を上回った。特別支援学校では「本人からの訴え」が最も多く(特別支援学校47.1%)、過去5年間をみても最も高い状態が続いている。

(表2) いじめの発見のきっかけ

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
アンケート調査など学校の取り組みにより発見	2,978	61.9%	528	33.5%	84	21.2%	18	35.3%	3,608	52.8%
本人からの訴え	561	11.7%	378	24.0%	199	50.1%	24	47.1%	1,162	17.0%
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	637	13.2%	239	15.2%	45	11.3%	4	7.8%	925	13.5%
学級担任が発見	196	4.1%	129	8.2%	16	4.0%	0	0.0%	341	5.0%
児童生徒(本人を除く)からの情報	204	4.2%	89	5.7%	18	4.5%	3	5.9%	314	4.6%
学級担任以外の教職員(養護、スクールカウンセラー等を除く)	113	2.3%	171	10.9%	23	5.8%	1	2.0%	308	4.5%
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	88	1.8%	24	1.5%	3	0.8%	0	0.0%	115	1.7%
その他	32	0.7%	16	1.0%	9	2.3%	1	2.0%	58	0.8%
地域住民からの情報	5	0.1%	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	8	0.1%
養護教諭が発見	7	0.1%	3	0.2%	7	1.8%	0	0.0%	17	0.2%
学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	10	0.2%	4	0.3%	2	0.5%	1	2.0%	17	0.2%
匿名による投書など	3	0.1%	4	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	7	0.1%
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	7	0.1%	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	9	0.1%
計	4,809	100.0%	1,574	100.0%	397	100.0%	51	100.0%	6,831	100.0%

4 いじめの解消状況 (表3参照)

- ・令和5年度はいじめの解消件数は5,058件で、令和4年度より1,089件増加。解消率は74.0%で、令和4年度を0.2ポイント上回った。

※ 「いじめ防止等のための基本的な方針」

(文部科学省：平成29年3月改定)により、いじめの解消は被害者に対する行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることとなった。

- ・次年度6月末の解消状況について、令和5年度の解消率は96.3%で令和4年度を4.2ポイント上回った。

【解消率参考】 令和元年度：95.3%  
令和2年度：94.9%  
令和3年度：92.1%

(表3) いじめの解消状況

区分	解消しているもの	
	R4	R5
小学校(件)	2,900	3,518
解消率(%)	74.2	73.2
中学校(件)	765	1,224
解消率(%)	72.8	77.8
高等学校(件)	272	282
解消率(%)	71.0	71.0
特別支援学校(件)	32	34
解消率(%)	82.1	66.7
計(件)	3,969	5,058
解消率(%)【R6.3月末時点】	73.8	74.0

R5年度の解消率(%)【R6.6月末時点】	92.1	96.3
-----------------------	------	------

5 いじめの態様 (表4参照)

- ・「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の認知件数に占める割合は 47.2%で、令和元年度以降をみても最も高い状態が続いている。
- ・小学校、中学校では、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」(小学校 21.1%、中学校 10.6%)、高等学校と特別支援学校では「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」(高等学校 13.1%、特別支援学校 23.5%) が2番目に多い態様となっている。

(表4) いじめの態様 (複数回答)

いじめの態様	小学校(件)		中学校(件)		高等学校(件)		特別支援学校(件)		計(件)	
	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5	R4	R5
認知件数(総数)	3,907	4,809	1,051	1,574	383	397	39	51	5,380	6,831
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	1,745	2,098	550	866	193	233	19	27	2,507	3,224
仲間外れ、集団による無視をされる。	360	510	86	107	51	30	2	1	499	648
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	883	1,017	145	167	35	40	13	10	1,076	1,234
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	244	365	55	122	15	17	2	2	316	506
金品をたかれる。	31	41	13	21	10	17	1	0	55	79
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	211	266	53	63	44	23	2	1	310	353
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	490	609	72	125	35	43	2	6	599	783
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる。	82	108	142	138	80	52	5	12	309	310
その他	145	144	14	33	41	40	1	4	201	221

6 いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法 (表5参照)

- ・すべての公立小中学校及び県立高等学校・特別支援学校で、アンケート調査を実施している。

(表5) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答)

(単位: 校)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
(回答対象校数)	(342)	(150)	(67)	(18)	(577)
アンケート調査の実施	342	150	67	18	577
個別面談の実施	303	147	51	10	511
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	250	145	4	5	404
家庭訪問	282	134	18	8	442
その他	9	8	5	1	23

7 いじめの重大事態の発生件数

- ・公立学校における令和5年度のいじめの重大事態の発生件数は 15 件であった。(小学校6件、中学校3件、高等学校6件、特別支援学校0件)
- ・県立学校で発生した重大事態は、6件全て学校が調査主体であった。まとめられた調査報告書には、生徒の心身の健康状態に配慮した適切な部活動運営を行うこと、生徒のSOSを放置せず組織的な対応に着手すること、特定の教員が被害生徒の相談を受ける体制があり、その教員への負担が大きかったことなどが問題点として挙げられ、その再発防止策として、学校は法やガイドライン等に関する研修会の定期的な実施を通じて、いじめ防止に向けた意識の向上や早期対応の理解を一層深めること、学校内外の関係者が生徒の抱える問題に対しそれぞれの専門性を生かした関わりや組織的な対応を行うこと、スクールカウンセラー等専門人材を活用して、教職員がいじめの対応に係る相談や指導・助言を受けるようにすることなどが提言された。

令和5年度 公立小中学校における長期欠席（不登校）の状況等

1 概要（表1・表2・図1・図2参照）

- 令和5年度の公立小中学校における長期欠席児童生徒数は6,404人で、小学校は2,772人、中学校は3,632人となっている。理由別では、「病気」1,290人、「経済的理由」0人、「不登校」4,568人、「その他」546人となっている。
- 不登校児童生徒数は、4,568人（1,000人あたりの不登校児童生徒数は35.3人）で、前年度と比較して723人増加（前年度比18.8%増）。現在の不登校の定義になった平成10年以降、最多となっている。また、過去5年間でみても年々増加しており、令和4年度と同様に大きく増加している。
- 不登校児童生徒のうち、50日以上欠席している児童生徒数は3,595人（小学校1,276人、中学校2,319人）で、不登校児童生徒全体の78.7%となっている。
- 不登校児童生徒のうち、90日以上欠席している児童生徒数は2,493人（小学校784人、中学校1,709人）で、不登校児童生徒全体の54.6%となっている。
- 学年別の不登校児童生徒数では、中学2年生の1,043人が最多となっている。

（表1）理由別長期欠席者の状況

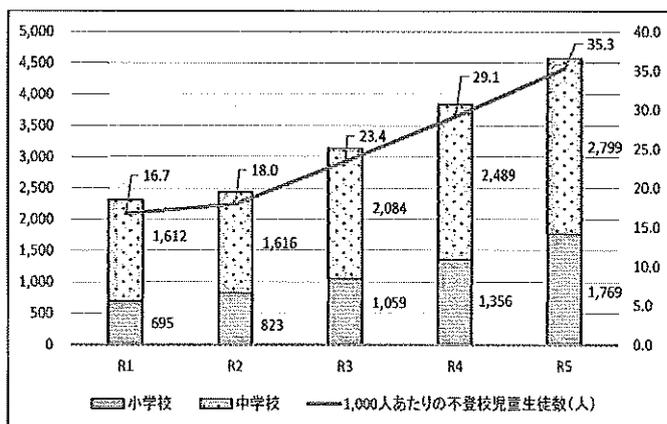
	校種	在籍者数 (人)	理由別長期欠席者数					計 (人)	不登校児童 生徒の割合 (%)
			病気 (人)	経済的理由 (人)	不登校 (人)	新型コロナウイルスの 感染回避 (人)	その他 (人)		
R4	小学校	87,336	330	0	1,356	151	674	2,511	1.55
	中学校	44,629	576	0	2,489	50	365	3,480	5.58
	合計	131,965	906	0	3,845	201	1,039	5,991	2.91
R5	小学校	85,426	590	0	1,769		413	2,772	2.07
	中学校	44,105	700	0	2,799		133	3,632	6.35
	合計	129,531	1,290	0	4,568		546	6,404	3.53

※「新型コロナウイルスの感染回避」は、令和5年5月8日から感染症の位置づけが「5類感染症」になったため調査項目がなくなった。

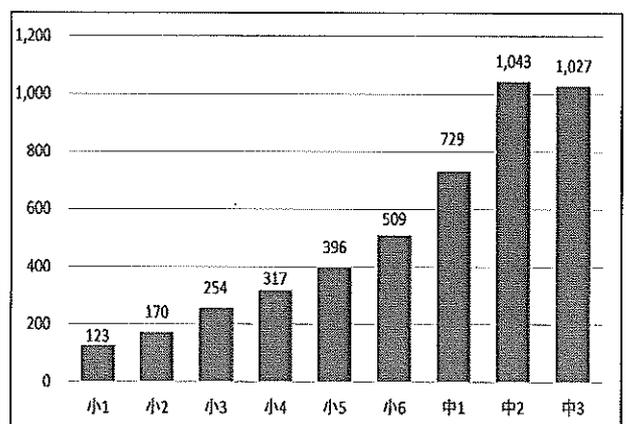
（表2）不登校児童生徒数の推移

区分	小学校					中学校					不登校児童 生徒数の 合計(人)		
	(A)全児童 数(人)	(B)不登校児 童数(人)	不登校児童 数の増減率 (%)	1,000人あた り不登校児 童数(人)	不登校児童 生徒のう ち、50日以 上欠席して いる児童数 (人)	不登校児童 生徒のう ち、90日以 上欠席して いる児童数 (人)	(A)全生徒 数(人)	(B)不登校生 徒数(人)	不登校児童 数の増減率 (%)	1,000人あた り不登校生 徒数(人)		不登校児童 生徒のう ち、50日以 上欠席して いる生徒数 (人)	不登校児童 生徒のう ち、90日以 上欠席して いる生徒数 (人)
R1	92,429	695	3.4	7.5		305	45,406	1,612	0.8	35.5		1,012	2,307
R2	90,818	823	18.4	9.1		381	45,027	1,616	0.2	35.9		1,002	2,439
R3	88,968	1,059	28.7	11.9		436	45,159	2,084	29.0	46.1		1,220	3,143
R4	87,336	1,356	28.0	15.5		620	44,629	2,489	19.4	55.8		1,508	3,845
R5	85,426	1,769	30.5	20.7	1,276	784	44,105	2,799	12.5	63.5	2,319	1,709	4,568

（図1）不登校児童生徒数の推移



（図2）不登校児童生徒数（学年別）（単位：人）



## 2 不登校児童生徒について把握した事実（表3参照）

- ・不登校児童生徒について把握した事実は、小中学校ともに上位3項目が「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」、「生活リズムの不調に関する相談があった。」、「不安・抑うつに関する相談があった。」となっている。
- ・小学校において把握した事実は、「生活リズムの不調に関する相談があった。」(581人)が最も多い。次いで、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」(571人)、「不安・抑うつに関する相談があった。」(477人)の順で多くなっている。
- ・中学校において把握した事実は、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」(1,011人)で最も多い。次いで、「不安・抑うつに関する相談があった。」(915人)、「生活リズムの不調に関する相談があった。」(667人)の順で多くなっている。

（表3）不登校児童生徒について把握した事実（複数選択回答あり）（単位：人）

学校種	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		いじめの被害の情報や相談があった。	いじめ被害を除く友人関係を含める情報や相談があった。	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	学業不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校のきまり等に関する相談があった。	転編入学、進級時の不適應による相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	不安・抑うつに関する相談があった。	障がい（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	めや相談があった。
不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）	小学校	33	212	65	291	38	44	240	414	581	20	571	477	119	117
	中学校	27	505	66	324	51	87	170	335	667	92	1,011	915	121	108
	合計	60	717	131	615	89	131	410	749	1,248	112	1,582	1,392	240	225

※本年度より調査項目が変更になっているため、前年度との比較は行っていない。

## 3 継続の不登校児童生徒数と新たな不登校児童生徒数（表4参照）

- ・令和5年度の新たな不登校児童生徒数は、小学校では1,000人(56.5%)、中学校では1,183人(42.3%)。
- ・令和4年度から継続の不登校児童生徒数は、小学校では769人(43.5%)、中学校では1,616人(57.7%)。
- ・令和5年度の新たな不登校児童生徒の小中学校合計の割合は、不登校児童生徒全体の47.8%(前年度比2.6ポイント減)になっている。

（表4）令和4年度から継続の不登校児童生徒数と令和5年度の新たな不登校児童生徒数（単位：人）

学校種	学年	小学校							中学校			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計
R4	不登校児童生徒数	64	143	182	220	376	371	1,356	673	935	881	2,489
	新たな不登校児童生徒数	64	96	113	124	215	197	809	446	439	243	1,128
	継続の不登校児童生徒数		47	69	96	161	174	547	227	496	638	1,361
R5	不登校児童生徒数	123	170	254	317	396	509	1,769	729	1,043	1,027	2,799
	新たな不登校児童生徒数	123	126	154	176	205	216	1,000	483	432	268	1,183
	継続の不登校児童生徒数		44	100	141	191	293	769	246	611	759	1,616

## 4 相談・指導を受けた専門機関等（表5・表6・表7参照）

- ・学校内外の施設や機関等で相談・指導を受けた児童生徒は、小学校1,123人(前年度比162人増)、中学校1,691人(同161人増)となっている。学校内外の施設や機関等で相談・指導を受けた児童生徒の割合は、不登校児童生徒全体の61.6%(前年度比3.2ポイント減)、小学校では63.5%(同7.4ポイント減)、中学校では60.4%(同1.1ポイント減)となっている。
- ・学校内において、相談・指導を受けた機関等として最も多いのは、小中学校ともに「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた」で、小学校553人で不登校児童全体の31.3%(前年度比94人増2.5ポイント減)、中学校685人で不登校生徒全体の24.5%(同121人増1.8ポイント増)となっている。
- ・学校外において、相談・指導を受けた機関等として最も多いのは、小学校では「教育支援センター」282人で不登校児童全体の15.9%(前年度比98人増2.3ポイント増)、中学校では「病院、診療所」528人で不登

校生徒全体の18.9%（同48人増0.4ポイント減）となっている。次いで多いのが、小学校では「病院、診療所」270人で不登校児童全体の15.3%（同29人増2.5ポイント減）、中学校では「教育支援センター」412人で不登校生徒全体の14.7%（同44人増0.1ポイント減）になっている。

- ・学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒のうち、教職員から継続的な指導・相談を受けていた（養護教諭を除く）児童生徒数は、1,719人（98.0%）となっている。

（表5）学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒

令和5年度	小学校		中学校		計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
不登校児童生徒数	1,769	—	2,799	—	4,568	—
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校児童生徒	1,123	63.5	1,691	60.4	2,814	61.6
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒	646	36.5	1,108	39.6	1,754	38.4

（表6）不登校児童生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等（複数回答）

区分	小学校		中学校		計		
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
学校内	養護教諭による専門的な指導を受けた人数	271	15.3	329	11.8	600	13.1
	スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	553	31.3	685	24.5	1,238	27.1
	上記による相談・指導等を受けた実人数	710	40.1	893	31.9	1,603	35.1
学校外	教育支援センター	282	15.9	412	14.7	694	15.2
	教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関	245	13.8	325	11.6	570	12.5
	児童相談所、福祉事務所	130	7.3	200	7.1	330	7.2
	保健所、精神保健福祉センター	9	0.5	7	0.3	16	0.4
	病院、診療所	270	15.3	528	18.9	798	17.5
	民間団体、民間施設	61	3.4	63	2.3	124	2.7
	上記以外の機関等	55	3.1	75	2.7	130	2.8
	上記の機関等での相談・指導等を受けた実人数	748	42.3	1,244	44.4	1,992	43.6

※割合は、不登校児童生徒数に対する割合

（表7）学校内外の施設や機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数

区分	小学校		中学校		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒	646	—	1,108	—	1,754	—
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数	633	98.0	1,086	98.0	1,719	98.0

## 5 不登校児童生徒への指導結果（表8参照）

- ・指導の結果、「登校する又はできるようになった児童生徒」は、小学校では472人（26.7%）、中学校では998人（35.7%）となっている。
- ・登校する又はできるようになった児童生徒の割合は、32.2%（前年度比6.5ポイント増）となっている。

（表8）不登校児童生徒への指導結果（単位：人）

区分	小学校	中学校	合計
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	472	998	1,470
指導中の児童生徒	1,297	1,801	3,098
合計	1,769	2,799	4,568

令和5年度 県立高等学校における長期欠席（不登校）の状況等

1 概要（表1・表2・図1・図2参照）

- 令和5年度の県立高等学校における長期欠席生徒数は1,708人で、全日制は1,044人、定時制は664人となっている。理由別では「病気」330人、「経済的理由」25人、「不登校」1,023人、「その他」330人となっている。
- 不登校生徒数は1,023人で、前年度と比較して37人増加（前年度比3.8%増）。全日制は672人で前年度から79人増加（同13.3%増）で、調査が始まった平成16年度以降、最多となっている。また、定時制は351人で、前年度から42人減少している（同10.7%減）。5年間で見ると、令和3年度まで減少していたが、令和4年度で大幅に増加し、令和5年度にはわずかに増加した。
- 1,000人あたりの不登校生徒数は全日制で21.9人（前年度比3.1人増）、定時制で226.7人（同18.6人減）。5年間で見ると、令和3年度にかけてわずかに増加しているが、令和4年度は大幅に増加し、令和5年度にはわずかに増加した。
- 不登校生徒のうち、50日以上欠席している生徒数は542人（全日制301人、定時制241人）で、不登校生徒全体の53.0%となっている。
- 不登校生徒のうち、90日以上欠席している生徒数は213人（全日制88人、定時制125人）で、不登校生徒全体の20.8%となっている。
- 学年別の不登校生徒数は、全日制・定時制ともに1年生が最多となっている。

（表1）理由別長期欠席者の状況

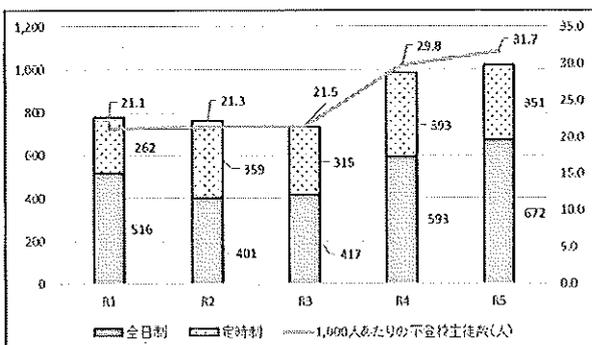
	課程	在籍者数 (人)	理由別長期欠席者数					計 (人)	不登校生徒 の割合 (%)
			病気 (人)	経済的理由 (人)	不登校 (人)	新型コロナウイルス の感染回避 (人)	その他 (人)		
R4	全日制	31,521	269	6	593	110	113	1,091	1.88
	定時制	1,602	45	38	393	2	187	665	24.53
	合計	33,123	314	44	986	112	300	1,756	2.98
R5	全日制	30,718	289	0	672		83	1,044	2.19
	定時制	1,548	41	25	351		247	664	22.67
	合計	32,266	330	25	1,023		330	1,708	3.17

※「新型コロナウイルスの感染回避」は、令和5年5月8日から感染症の位置づけが「5類感染症」になったため調査項目がなくなった。

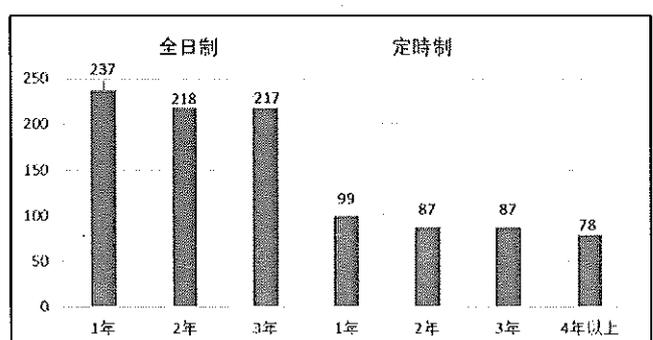
（表2）不登校生徒数の推移

区分	全日制					定時制				
	(A)全生徒 数(人)	(B)不登校 生徒数(人)	不登校生徒 数の増減率 (%)	1,000人当 たりの不登校 生徒数(人)	不登校生徒 のうち、50 日以上欠席 している生 徒数(人)	(A)全生徒 数(人)	(B)不登校 生徒数(人)	不登校生徒 数の増減率 (%)	1,000人当 たりの不登校 生徒数(人)	不登校生徒 のうち、50 日以上欠席 している生 徒数(人)
R1	35,116	516	20.0	14.7		1,679	262	9.2	156.0	
R2	34,018	401	▲ 22.3	11.8		1,626	359	37.0	220.9	
R3	32,508	417	4.0	12.8		1,596	315	▲ 12.3	197.4	
R4	31,521	593	42.2	18.8	101	1,602	393	24.8	245.3	142
R5	30,718	672	13.3	21.9	301	1,548	351	▲ 10.7	226.7	241

（図1）不登校生徒数の推移



（図2）不登校生徒数（学年別）（単位：人）



2 不登校生徒について把握した事実 (表 3 参照)

- ・ 不登校生徒について把握した事実は、全日制・定時制ともに上位3項目が「生活リズムの不調に関する相談があった。」「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」「不安・抑うつに関する相談があった。」となっている。
- ・ 全日制では「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」(225人)が最も多い。次いで「生活リズムの不調に関する相談があった。」(210人)、「不安・抑うつに関する相談があった。」(173人)の順で多くなっている。
- ・ 定時制では「生活リズムの不調に関する相談があった。」(151人)が最も多い。次いで「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」(97人)、「不安・抑うつに関する相談があった。」(66人)の順で多くなっている。

(表 3) 不登校生徒について把握した事実 (複数選択回答あり) (単位: 人)

区分 学校種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	たい。はじめの被害の情報や相談があった。	い。はじめの被害を除く友人関係や相談があった。	や。教職員との関係をめぐり問題の情報や相談があった。	見。授業の不振や頻繁な宿題の未提出が認められた。	た。学校のきまり等に関する相談があった。	該。転編入学、進級時の不適應による相談があった。	が。家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	や。親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	あ。生活リズムの不調に関する相談があった。	あ。そば、非行に関する情報や相談があった。	の。学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	不安・抑うつに関する相談があった。	た。別な教育的支援の求めや相談があった。	求。個別の配慮(13以外)についての相談があった。	
不登校生徒について把握した事実 (複数回答可)	全日制	14	113	9	112	22	37	34	71	210	51	225	173	16	22
	定時制	2	13	0	19	11	7	21	18	151	4	97	66	3	3
	合計	16	126	9	131	33	44	55	89	361	55	322	239	19	25

※本年度より調査項目が変更になっているため、前年度との比較は行っていない。

3 継続の不登校生徒数と新たな不登校生徒数 (表 4 参照)

- ・ 令和5年度の新たな不登校生徒数は、全日制 547人 (81.4%)、定時制 137人 (39.0%)。
- ・ 令和4年度から継続の不登校生徒数は、全日制 125人 (18.6%)、定時制 214人 (61.0%)。
- ・ 令和5年度の新たな不登校生徒の全日制と定時制の合計の割合は、不登校生徒全体の 66.9% (前年度比 2.0ポイント減) となっている。

(表 4) 継続の不登校生徒数と新たな不登校生徒数 (単位: 人)

	学校種	全日制				定時制				全・定	
	学年	1	2	3	計	1	2	3	4年以上	計	合計
R4	不登校生徒数	184	215	194	593	96	95	92	110	393	986
	新たな不登校生徒数	175	179	136	490	71	43	49	26	189	679
	継続の不登校生徒数	9	36	58	103	25	52	43	84	204	307
R5	不登校生徒数	237	218	217	672	99	87	87	78	351	1,023
	新たな不登校生徒数	214	179	154	547	56	35	34	12	137	684
	継続の不登校生徒数	23	39	63	125	43	52	53	66	214	339

※単位制については相当する学年に割り振っています。

#### 4 相談・指導等を受けた専門機関等（表5・表6・表7参照）

- 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた生徒は、全日制379人（3人増）、定時制124人（8人増）となっている。学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた生徒の割合は、全日制56.4%（前年度比7.0ポイント減）、定時制35.3%（同5.8ポイント増）となっている。
- 学校内において、相談・指導を受けた機関等として最も多いのは、全日制、定時制ともに「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた」で、全日制214人で不登校生徒全体の31.8%（前年度比9人減5.8ポイント減）、定時制53人で不登校生徒全体の15.1%（同7人増3.4ポイント増）となっている。
- 学校外において、相談・指導を受けた機関等として最も多いのは、全日制、定時制ともに「病院、診療所」で、全日制149人で不登校生徒全体の22.2%（前年度比21人減6.5ポイント減）、定時制32人で不登校生徒全体の9.1%（同5人減0.3ポイント減）となっている。
- 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けていない生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導を受けていた（養護教諭を除く）生徒は、全日制268人（91.5%）、定時制209人（92.1%）となっている。

（表5）学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた不登校生徒

令和5年度	全日制		定時制		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
不登校生徒数	672	-	351	-	1,023	-
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校生徒	379	56.4%	124	35.3%	503	49.2%
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校生徒	293	43.6%	227	64.7%	520	50.8%

（表6）不登校生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等（複数回答）

区分	全日制		定時制		計		
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
学校内	養護教諭による専門的な指導を受けた人数	148	22.0	34	9.7	182	17.8
	スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	214	31.8	53	15.1	267	26.1
	上記による相談・指導等を受けた実人数	278	41.4	80	22.8	358	35.0
	教育支援センター	10	1.5	2	0.6	12	1.2
学校外	教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関	10	1.5	2	0.6	12	1.2
	児童相談所、福祉事務所	24	3.6	7	2.0	31	3.0
	保健所、精神保健福祉センター	4	0.6	0	0.0	4	0.4
	病院、診療所	149	22.2	32	9.1	181	17.7
	民間団体、民間施設	5	0.7	5	1.4	10	1.0
	上記以外の機関等	12	1.8	6	1.7	18	1.8
	上記の機関等での相談・指導等を受けた実人数	186	27.7	50	14.2	236	23.1

※割合は、不登校生徒数に対する割合

（表7）学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けていない不登校生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導を受けていた人数

区分	全日制		定時制		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校生徒	293	-	227	-	520	-
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導を受けていた人数	268	91.5	209	92.1	477	91.7

5 不登校生徒への指導結果（表8参照）

- ・ 「指導の結果、登校する又はできるようになった生徒」は、全日制では336人（50.0%）、定時制では48人（13.7%）となっている。
- ・ 登校する又はできるようになった生徒の割合は、37.5%（前年度比4.6ポイント増）となっている。

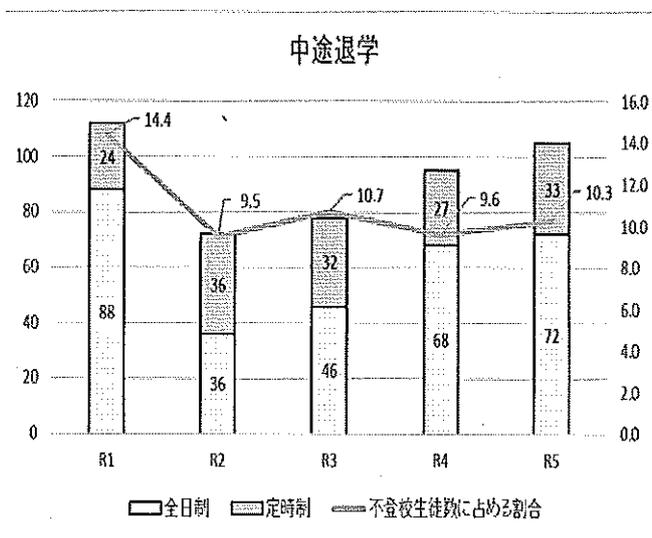
（表8）不登校生徒への指導結果状況（単位：人）

区 分	全日制	定時制	合計
指導の結果登校する又はできるようになった生徒	336	48	384
指導中の生徒	336	303	639
合 計	672	351	1,023

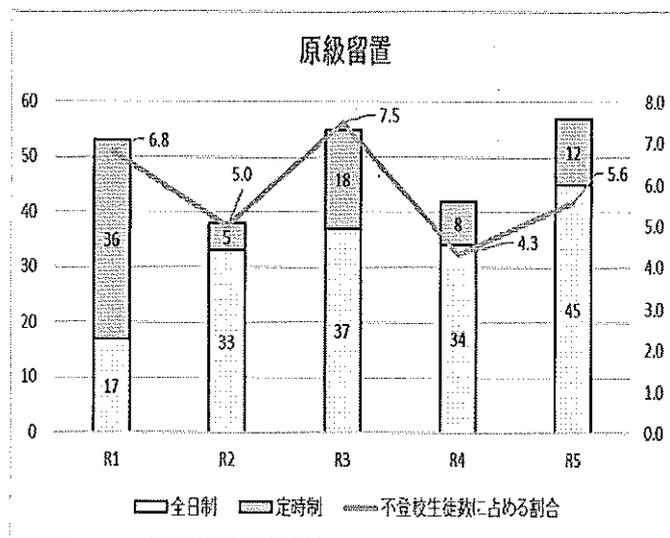
6 不登校生徒のうち、中途退学・原級留置になった生徒数（図3・図4参照）

- ・ 不登校生徒のうち、中途退学となった生徒数は、全日制72人、定時制33人で、計105人（不登校生徒数に占める割合：10.3%）となっている。
- ・ 不登校生徒のうち、原級留置となった生徒数は、全日制45人、定時制12人で、計57人（不登校生徒数に占める割合：5.6%）となっている。

（図3）不登校のうち、中途退学になった生徒数



（図4）不登校のうち、原級留置になった生徒数



令和5年度 県立高等学校における中途退学者数等の状況

1 中途退学の概要 (表1・図1・図2・図3参照)

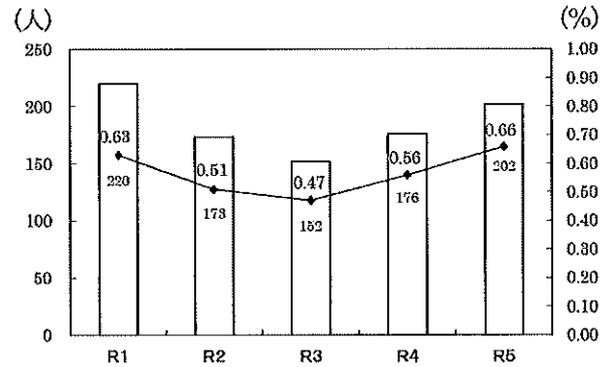
- 令和5年度の中立高等学校における中途退学者は、全課程の合計で見ると増加している。
- 中途退学者数は、全体で326人(前年度比10人増)。全日制202人(同26人増)、定時制111人(同12人減)、通信制13人(同4人減)となっている。
- 中途退学率は、全体で0.94%(前年度比0.04ポイント増)。全日制0.66%(同0.10ポイント増)、定時制7.16%(同0.51ポイント減)、通信制0.54%(同0.24ポイント減)となっている。
- 中途退学者数、中途退学率ともに、過去5年間でみると令和3年度まで減少傾向であったが、令和4年度から増加に転じ、令和5年度も増加している。

(表1) 中途退学者数・中途退学率推移

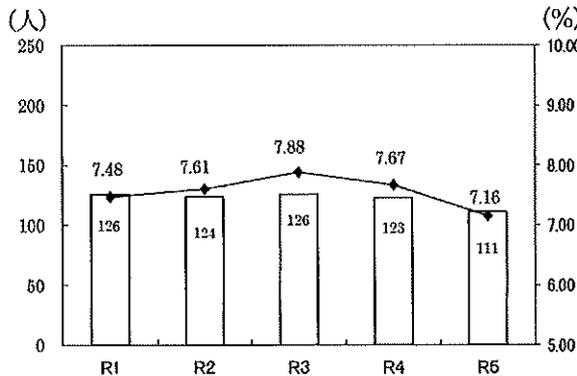
※中退率は年度当初の在籍生徒数に対する割合

	R1	R2	R3	R4	R5
全日制 中退者数(人)	220	173	152	176	202
中退率(%)	0.63	0.51	0.47	0.56	0.66
定時制 中退者数(人)	126	124	126	123	111
中退率(%)	7.48	7.61	7.88	7.67	7.16
通信制 中退者数(人)	46	24	12	17	13
中退率(%)	2.11	1.10	0.54	0.78	0.54
合計(人)	392	321	290	316	326
中退率(%)	1.01	0.85	0.80	0.90	0.94

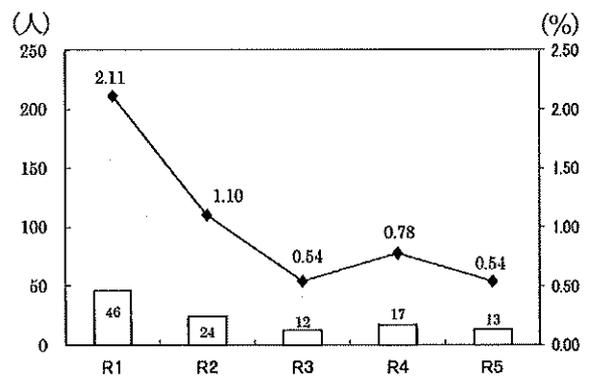
(図1) 中途退学者数及び中途退学率の推移(全日制)



(図2) 中途退学者数及び中途退学率の推移(定時制)



(図3) 中途退学者数及び中途退学率の推移(通信制)



2 学科・学年別中途退学者数等 (表2参照)

- 全日制における学科別の中途退学者数及び中途退学率は、普通科113人(中途退学率0.68%)、専門学科63人(同0.54%)、総合学科26人(同1.13%)となっている。
- 学年別の中途退学者数及び中途退学率は、1年生120人(中途退学率1.10%)、2年生109人(同1.00%)、3年生48人(同0.46%)、4年生以上49人(同2.07%)となっている。
- 中途退学者全体に占める割合は、1年生36.8%、2年生33.4%、3年生14.7%、4年生以上15.0%となっている。

(表2) 学年別中途退学者数及び中途退学率

		全日制					定時制		通信制	中退者全体に占める割合	合計
		普通科		専門学科		総合学科	学年制	単位制	単位制		
		学年制	単位制	学年制	単位制	単位制					
1年生	在学者数(人)	4,370	1,209	3,431	525	797	20	367	199	-	10,918
	中途退学者(人)	51	1	27	5	9	2	20	5	-	120
	中退率(%)	1.17	0.08	0.79	0.95	1.13	10.00	5.45	2.51	36.8	1.10
2年生	在学者数(人)	4,522	1,183	3,355	533	769	19	340	198	-	10,919
	中途退学者(人)	42	5	19	7	12	2	20	2	-	109
	中退率(%)	0.93	0.42	0.57	1.31	1.56	10.53	5.88	1.01	33.4	1.00
3年生	在学者数(人)	4,263	1,163	3,356	516	744	16	307	129	-	10,494
	中途退学者(人)	10	4	4	1	5	2	20	2	-	48
	中退率(%)	0.23	0.34	0.12	0.19	0.67	12.50	6.51	1.55	14.7	0.46
4年生	在学者数(人)	-	-	-	-	-	7	475	1,880	-	2,362
	中途退学者(人)	-	-	-	-	-	0	45	4	-	49
	中退率(%)	-	-	-	-	-	0.00	9.47	0.21	15.0	2.07
合計	在学者数(人)	13,155	3,555	10,142	1,574	2,310	62	1,489	2,406	-	34,693
	中途退学者(人)	103	10	50	13	26	6	105	13	-	326
	中退率(%)	0.78	0.28	0.49	0.83	1.13	9.68	7.05	0.54	-	0.94
学科別在学者数(人)		16,710		11,716		2,310		1,551		2,406	
学科別中途退学者数(人)		113		63		26		111		13	
学科別中退率(%)		0.68		0.54		1.13		7.16		0.54	

※単位制については相当する学年に割り振っています。

### 3 事由別中途退学者（表3・表4・表5参照）

- ・全日制においては、「学校生活・学業不適応」が最も多く、過去5年間同様の傾向となっている。
- ・定時制においては、「学校生活・学業不適応」と「進路変更」が多く、過去5年間同様の傾向となっている。
- ・通信制においては、「学業不振」と「進路変更」が多く、令和5年度から、「学業不振」の割合が高くなっている。

※（表3、表4、表5における構成比は、中途退学者数合計に対する割合。）

（表3）中途退学者事由別比較（全日制）

事由	R1		R2		R3		R4		R5	
	人数 (人)	構成比 (%)								
学業不振	12	5.5	16	9.2	23	15.1	23	13.1	26	12.9
学校生活・学業不適応	111	50.5	60	34.7	49	32.2	64	36.4	102	50.5
進路変更	58	26.4	54	31.2	43	28.3	54	30.7	57	28.2
別の高校への入学を希望	17	7.7	14	8.1	14	9.2	20	11.4	19	9.4
専修・各種学校への入学を希望	3	1.4	1	0.6	2	1.3	4	2.3	1	0.5
就職を希望	26	11.8	26	15.0	14	9.2	18	10.2	21	10.4
高等学校卒業程度認定試験を希望	4	1.8	4	2.3	6	3.9	6	3.4	6	3.0
その他	8	3.6	9	5.2	7	4.6	6	3.4	10	5.0
病気・けが・死亡	15	6.8	17	9.8	9	5.9	13	7.4	9	4.5
経済的理由	0	0.0	1	0.6	0	0.0	2	1.1	0	0.0
家庭の事情	8	3.6	5	2.9	14	9.2	8	4.5	7	3.5
問題行動等	8	3.6	17	9.8	9	5.9	6	3.4	1	0.5
その他の理由	8	3.6	3	1.7	5	3.3	6	3.4	0	0.0
合計	220	—	173	—	152	—	176	—	202	—

（表4）中途退学者事由別比較（定時制）

事由	R1		R2		R3		R4		R5	
	人数 (人)	構成比 (%)								
学業不振	1	0.8	0	0.0	3	2.4	4	3.3	1	0.9
学校生活・学業不適応	47	37.3	50	40.3	41	32.5	39	31.7	41	36.9
進路変更	42	33.3	36	29.0	51	40.5	41	33.3	41	36.9
別の高校への入学を希望	3	2.4	4	3.2	2	1.6	5	4.1	5	4.5
専修・各種学校への入学を希望	2	1.6	2	1.6	1	0.8	1	0.8	3	2.7
就職を希望	26	20.6	23	18.5	32	25.4	27	22.0	27	24.3
高等学校卒業程度認定試験を希望	3	2.4	2	1.6	3	2.4	3	2.4	1	0.9
その他	8	6.3	5	4.0	13	10.3	5	4.1	5	4.5
病気・けが・死亡	5	4.0	5	4.0	2	1.6	5	4.1	4	3.6
経済的理由	3	2.4	4	3.2	0	0.0	4	3.3	3	2.7
家庭の事情	12	9.5	12	9.7	23	18.3	17	13.8	7	6.3
問題行動等	3	2.4	1	0.8	3	2.4	0	0.0	1	0.9
その他の理由	13	10.3	16	12.9	3	2.4	13	10.6	13	11.7
合計	126	—	124	—	126	—	123	—	111	—

（表5）中途退学者事由別比較（通信制）

事由	R1		R2		R3		R4		R5	
	人数 (人)	構成比 (%)								
学業不振	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	5.9	6	46.2
学校生活・学業不適応	5	10.9	16	66.7	1	8.3	3	17.6	0	0.0
進路変更	17	37.0	6	25.0	7	58.3	11	64.7	6	46.2
別の高校への入学を希望	1	2.2	1	4.2	2	16.7	1	5.9	4	30.8
専修・各種学校への入学を希望	2	4.3	0	0.0	0	0.0	1	5.9	0	0.0
就職を希望	5	10.9	0	0.0	3	25.0	5	29.4	1	7.7
高等学校卒業程度認定試験を希望	2	4.3	2	8.3	0	0.0	4	23.5	1	7.7
その他	7	15.2	3	12.5	2	16.7	0	0.0	0	0.0
病気・けが・死亡	0	0.0	0	0.0	2	16.7	2	11.8	0	0.0
経済的理由	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
家庭の事情	1	2.2	2	8.3	2	16.7	0	0.0	1	7.7
問題行動等	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の理由	23	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	46	—	24	—	12	—	17	—	13	—